

組合ニ加盟ス

六経過

六月二十六日朝一八他ノ十三名モ遂ニ罷業ニ入りテ事業主
ヲ牽制スルト共ニ同日午後二時半ヨリ組合側 糸島善志夫
以下三名及従業員代表 高野義長以下三名ハ事業主ト會見
シ先ニ提出セル嘆願書ニ對シ重ネテ逐條的ニ説明ヲ加ヘ嘆
願シ之ガ回答ヲ求メタルニ事業主モ漸ク多少軟化スルニ至
リ再會見ヲ約シ引揚ゲタリ

又テ同日午後七時ヨリ折檻京橋署ニ於テ組合長 天満芳太郎
以下二名及従業員 高橋長長以下三名ハ事業主ト會見種々
折衝ヲ重ネタル結果翌二十七日別記ノ覺書ヲ交シ圓満解決
セリ

七警察事故

右及申(通)報修也

別記

願書

第一 給料 通勤者一ヶ月分内但任ニ者四十八圓

第二 賃金 改善 別善受用者には一ヶ月五分 給料以外に出給のこと
助手も五分出給のこと 助手の恩給は主人様

第三 休業 積載及ブレイヤ及メーターノ科料は主人様
第四 事故 助手一圓出給すること 但し 運転者出勤者は一日二円

第五 刑事 刑事問題以外に對しては首無し 但し首の場合には二ヶ月分の給料を出給す

第六 夜間 夜八時外は一時向十錢出給
第七 病氣 病氣の場合には十五日病氣の休んでも一ヶ月の給料を出給すること

第八 御主人様 御主人様 御主人様
第九 御主人様 御主人様 御主人様
第十 御主人様 御主人様 御主人様

御主人様
右之通 御主人様
二十八日迄に御主人様
右之通 御主人様
星 養八 永島要吉 常盤 教馬 高野義長

別記